

平成 30 年度予算について

1. 石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・診断支援等事業（35,005 千円）

1) 医学的所見の解析調査

石綿関連疾患について、的確かつ迅速に診断し、石綿健康被害者の救済につなげるため診断法等の向上や判定基準の今後の検討等に資する調査を推進する。

2) 診断支援等事業

（1）石綿肺の診断等に関する事業費

医学的判定の結果、石綿肺等又はびまん性胸膜肥厚ではあるが、判定基準をみたさない者に対し、年に1回の健康診断（胸部エックス線写真撮影等）の機会を付与するなどして重症化の防止を図るとともに石綿肺等の早期診断に資する。

（2）石綿健康被害救済制度に係る医療従事者育成事業

石綿健康被害救済制度の趣旨、申請手続きおよび申請等に際し留意すべき石綿関連疾患のポイント等について、石綿関連疾患の診療に当たる可能性のある医療機関の担当者を対象に講習会を開催することにより、より適切に診断及び申請勧奨を行える医療従事者の育成を図る。

2. 中皮腫登録事業（9,977 千円）

石綿健康被害救済法における医学的判定の個々の審議結果は、今後の石綿健康被害に適切に対応していく上で、重要な基礎データとなり得る。また、国際的に見ても、多くの中皮腫登録データが集約された貴重な医学的資料と言える。本事業では、これらの審議において中皮腫とされた症例に関する病理所見、石綿ばく露歴、画像所見等の情報を登録するためのデータベースに登録した内容を医療関係者等にホームページ等を通じて情報提供する。

3. 石綿纖維計測体制整備事業（12,566 千円）

平成 25 年度に整備した透過型電子顕微鏡等の機材を用いて、精度管理事業を本格的に実施することとし、精度管理事業で得られた知見等をマニュアル等にまとめるとともに、関係者への周知を図る。また、纖維計測に従事する人材の育成等に取り組むことで、石綿纖維を迅速かつ正確に計測するための体制整備を図る。

4. 石綿健康被害救済制度に係る動向調査（5,361 千円）

石綿健康被害救済法の附帯決議に基づいて、諸外国における石綿健康被害救済制度の動向について調査を行うもの。

5. 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査（232,339 千円）

かつて石綿取扱い施設が稼働していた地域等において、石綿ばく露者を対象に、石綿ばく露状況の聴取、石綿ばく露の評価および保健指導等による健康管理を試行的に実施する。

併せて、対象者の選定、検査頻度の適正化、肺がん検診との連携等に関する実務的な課題を抽出し、受診者の放射線被ばく量の低減も含め、効果的・効率的に健康管理を実施するための対応方策等について調査検討を行う。

6．石綿健康被害対策室関係経費（18,031千円）

7．石綿健康被害救済事業交付金（399,233千円）